

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年 4 月20日
【計算期間】	第 1 特定期間（自 平成20年10月31日 至 平成21年 1 月20日）
【ファンド名】	DWS ブラジル・リアル債券ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【電話番号】	03(5156)5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

1兆円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MRF ETF	インデックス型
	海外	債券		
追加型投信	内外	不動産投信 その他資産() 資産複合		特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「債券」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル				
	年 2 回	日本			日経225	ブル・ ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年 4 回	北米	ファミリー ファンド	あり ()		条件付 運用型
	年 6 回 (隔月)	欧州				
	年 6 回 (隔月)	アジア			TOPIX	ロング・ ショート型 ?絶対収益 追求型
	年12回 (毎月)	オセアニア				
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米				
その他資産 (投資信託証券(債券))	日々	アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
	その他 ()	中近東(中東)			その他 ()	その他 ()
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「債券」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年12回（毎月）」とは、目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「中南米」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

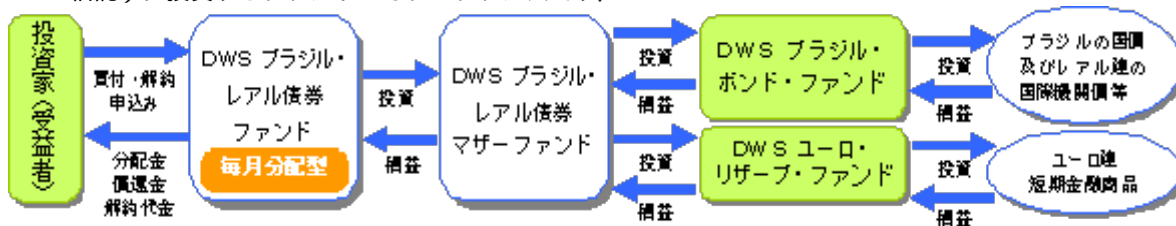
なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

ファンドの特色

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

1. 主として、ブラジルの国債及びレアル建の国際機関債等に実質的に投資するファンドです。

当ファンドは、DWS ブラジル・レアル債券マザーファンドへの投資を通じて、主としてDWS ブラジル・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍外国投資信託）及びDWS ユーロ・リザーブ・ファンド（ルクセンブルグ籍外国投資信託）に投資するファンド・オブ・ファンズです。



ユーロ市場で発行される米ドル建／ユーロ建のブラジル国債等に投資する場合には、原則としてレアル建債券に投資する場合と同等の経済効果を目指した運用を行うための為替予約取引を行います。

2. マザーファンドの主な投資対象であるDWS ブラジル・ボンド・ファンドは、DWSが運用を行います。

DWSは、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのリテールビジネスを担う投資信託会社グループです。詳しくは、後記「DWSについて」をご参照下さい。

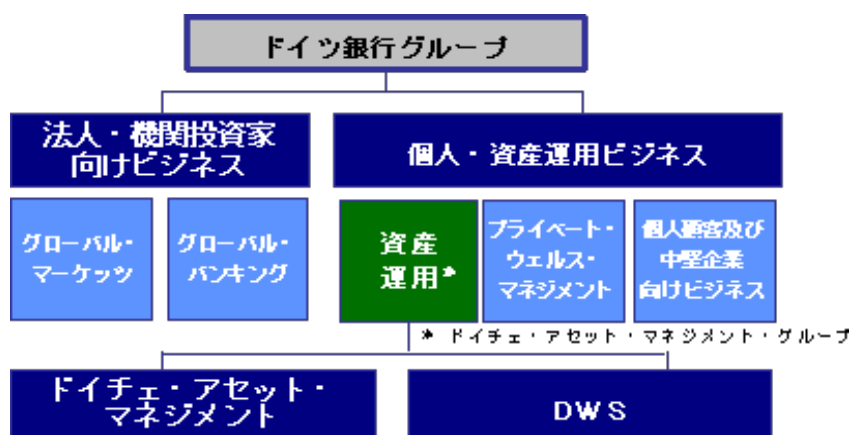
3. 実質外貨建資産 については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。以下同じ。

(注)市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< DWSについて >

DWSは、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのリテールビジネスを担うドイツ最大の投資信託会社グループです。その運用資産残高は、ドイツ首位を誇ります。



2009年2月末現在

DWSの概要

- 設立 : 1956年（昭和31年）
- 資本金 : 1.15億ユーロ
- 従業員^{*1} : ドイツ国内 1,000人以上 グローバル^{*2} 2,000人以上
- 運用ファンド数^{*1} : ヨーロッパ内 600本以上 グローバル^{*3} 1,000本以上
- 運用資産残高 : ドイツ国内 約1,140億ユーロ^{*1} グローバル 約2,170億ユーロ^{*4}
- 市場シェア^{*5} : 23.4%（ドイツ最大シェア）

■ DWS(ディー・ダブルユー・エス)とは、‘有価証券の専門家’を意味するドイツ語Die Wertpapier Spezialistenを略したものです。

*1 2008年12月末現在

*2 ドイツ国内を含む。

*3 ヨーロッパ内を含む。

*4 ドイツ国内を含む2008年12月末現在

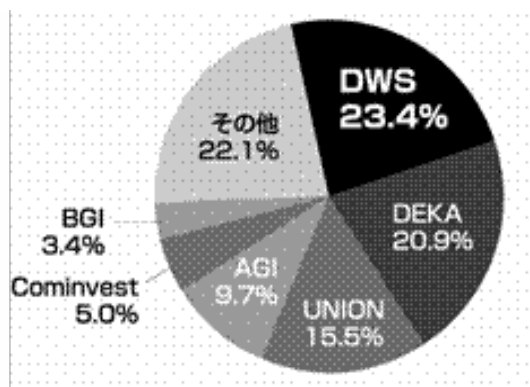
*5 DWSを含めたドイツ銀行グループの資産運用残高ベース（外国籍ファンドを含む）

2008年12月末現在、出所：ドイツ投資信託協会(BVI)

・上記設立、資本金はDWSの中核会社であるDWS Investment GmbHに関するものです。

ドイツの投資信託運用会社

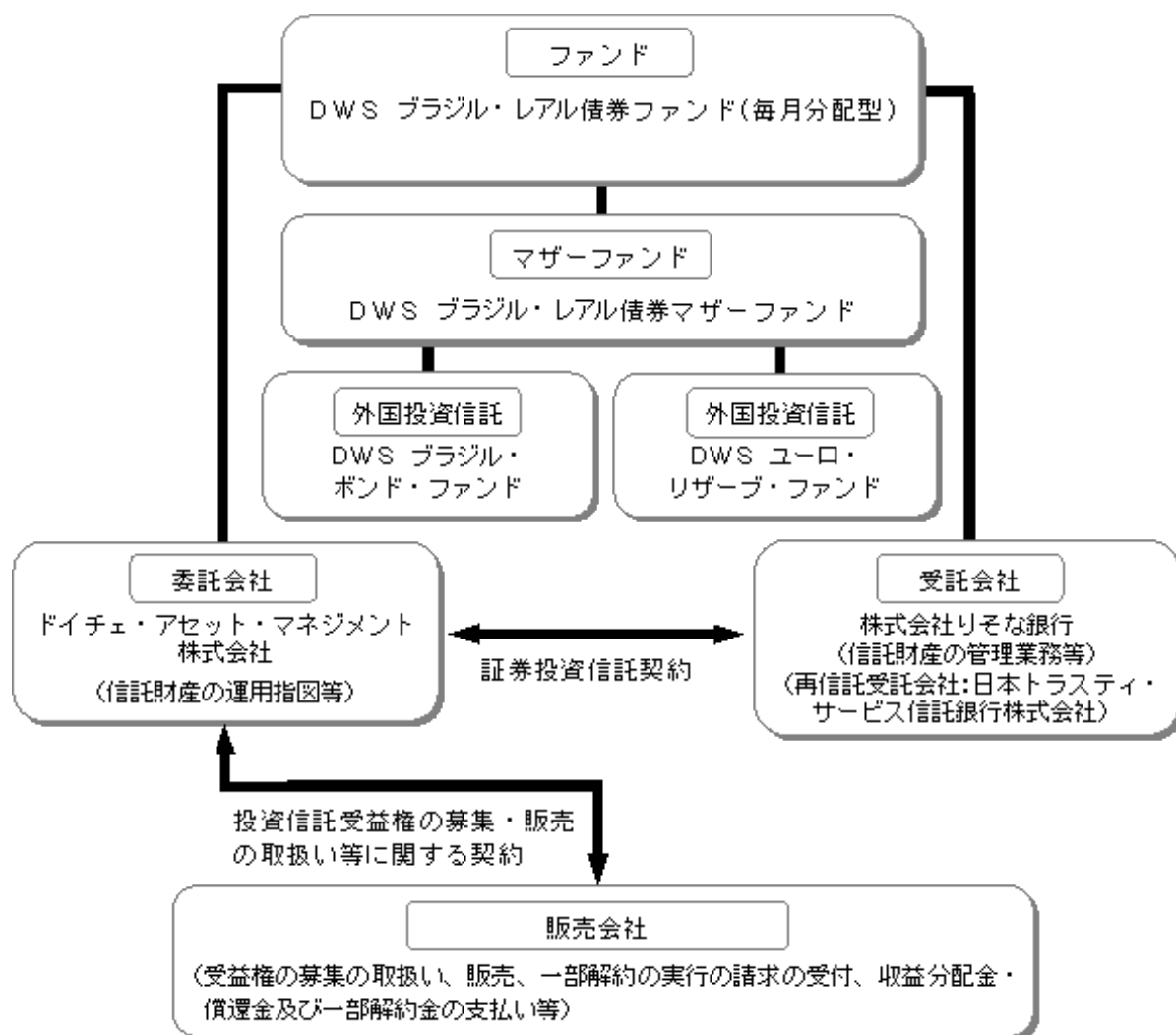
- 運用資産残高でDWSが首位 -



出所: ドイツ投資信託協会(BVI)、2008年12月末時点
DWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース
(外国籍ファンドを含む)

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 株式会社りそな銀行（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

委託会社の概況

a. 資本金の額（2009年2月末日現在）

2,328百万円

b. 沿革

- | | |
|-------|---|
| 1985年 | モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立 |
| 1987年 | 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得 |
| 1990年 | ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更 |
| 1995年 | ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得 |
| 1996年 | ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更 |
| 1999年 | バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメン
ト（株）に社名を変更 |
| 2002年 | チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併 |
| 2005年 | ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サー
ビス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化 |

c. 大株主の状況（2009年2月末日現在）

名 称： ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住 所： シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10
所有株式： 46,560株
所有比率： 100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a．投資対象

DWS ブラジル・リアル債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

b．投資態度

- 1）主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- 2）マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、ブラジルの国債及びリアル建の国際機関債等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。
- 3）実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 4）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資方針>

基本方針

マザーファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a．投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

b．投資態度

- 1）主として、ブラジルの国債及びリアル建の国際機関債等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 2）投資信託証券への投資にあたっては、有価証券届出書提出日現在、以下の投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS ブラジル・ボンド・ファンド
ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS ユーロ・リザーブ・ファンド
- 3）各投資信託証券への投資割合は、市況動向及び資金動向等を勘案して決定するものとしますが、原則としてブラジルの国債及びリアル建の国際機関債等を主要投資対象とする投資信託証券の組入比率は高位に保つことを基本とします。
- 4）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 5）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

c．銘柄選定の方針

マザーファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して、主としてブラジルの国債及びリアル建の国際機関債等を実質的な主要投資対象とするファンドです。

そのため、マザーファンドは、その主な投資対象をブラジルの国債及びリアル建の国際機関債等とし、また、ドイツにおいて運用面で高い評価を得ているDWSが運用を行う「DWS ブラジル・ボンド・ファンド」に主として投資を行います。

また、余裕資金の円滑な運用のため、ユーロ建短期金融商品等を中心に運用を行う「DWS ユーロ・リザーブ・ファンド」に投資を行います。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - （イ）有価証券
 - （ロ）金銭債権
 - （ハ）約束手形
- b．次に掲げる特定資産以外の資産
 - （イ）為替手形

投資の対象とする有価証券等

- a．委託会社は、信託金を、主として、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたDWS ブラジル・リアル債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。
 - 1．コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
 - 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．の証券の性質を有するもの
 - 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

- b．委託会社は、信託金を、上記a．に掲げる有価証券のほか、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
 - 1．預金
 - 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3．コール・ローン
 - 4．手形割引市場において売買される手形

< マザーファンドの投資対象 >

投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a．次に掲げる特定資産

- （イ）有価証券
- （ロ）金銭債権
- （ハ）約束手形

b．次に掲げる特定資産以外の資産

- （イ）為替手形

投資の対象とする有価証券等

- a．委託会社は、信託金を、主として、指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

- 1．コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．の証券の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

- b．委託会社は、信託金を、上記a．に掲げる有価証券のほか、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

< マザーファンドが投資する指定投資信託証券の概要 >

ファンド名	DWS ブラジル・ボンド・ファンド	DWS ユーロ・リザーブ・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託	ルクセンブルグ籍外国投資信託
表示通貨	米ドル	ユーロ
運用の基本方針	主にブラジルの国債、ブラジル・レアル建の国際機関債等に投資を行い、インカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指します。	3 ヶ月ユーロLIBIDをベンチマークとし、安定的な収益の確保を目指します。
主な投資対象	ブラジルの国債、ブラジル・レアル建の国際機関債等	ユーロ建短期金融商品
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・レアル以外の通貨建の有価証券に投資を行った場合、原則として、レアルに為替ヘッジを行います。	・一発行体への投資の合計額はファンド資産の10%を超えません。
信託報酬等	運用報酬及び管理報酬等：実質年率0.50%以内 その他、組入有価証券の売買委託手数料、租税（ブラジル市場における金融取引税 を含みます。）等がかかります。	運用報酬及び管理報酬等：実質年率0.30%以内 その他、組入有価証券の売買委託手数料、租税等がかかります。
申込手数料	申込手数料はかかりません。	申込手数料はかかりません。
運用会社	DWS・インベストメント・エス・エー （投資顧問会社：ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハー）	DWS・インベストメント・エス・エー （投資顧問会社：ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハー）
設立日 / 設定日	2008年10月31日	1998年7月14日
決算日	原則として毎年12月31日	原則として毎年12月31日
収益分配	収益分配方針に基づき、分配を行います。	収益分配方針に基づき、分配を行います。

ブラジル国内の債券投資については、非居住者に対して金融取引税が課されます。マザーファンドの主な投資対象であるDWS ブラジル・ボンド・ファンドでは、発生した金融取引税について所定の期間内で按分して基準価額に反映します。ただし、関係法令等の改正や、資金動向他諸事情によっては前記の取扱いが変更される場合があります。

（注1）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

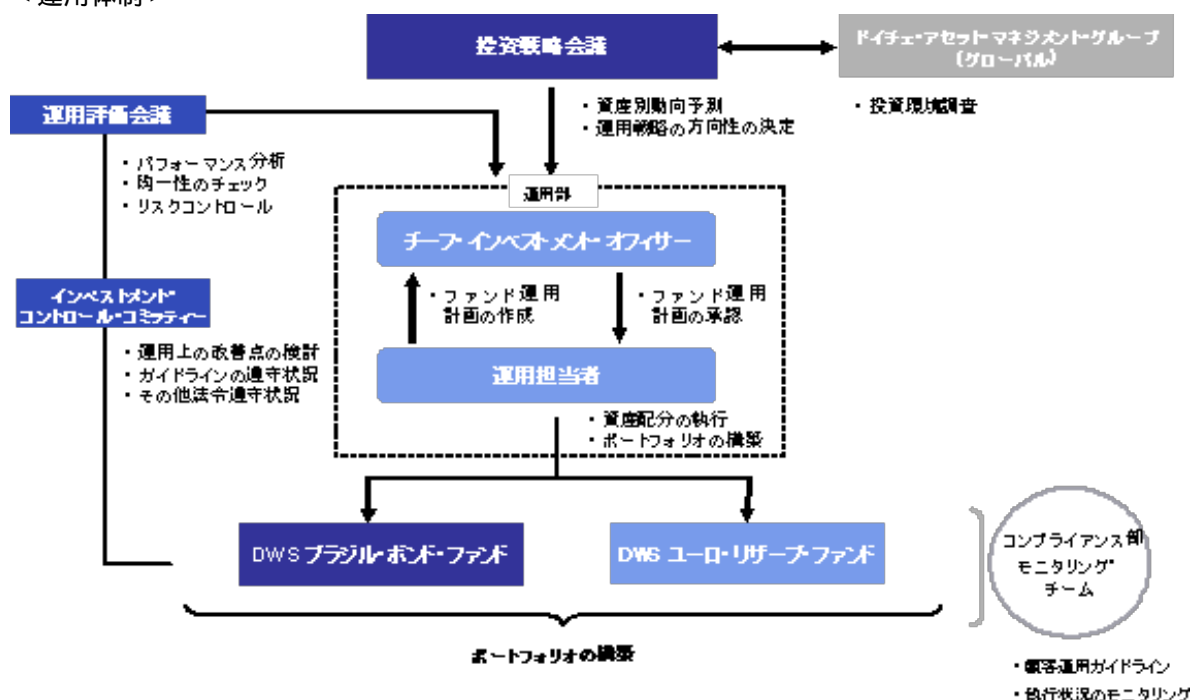
（注2）指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

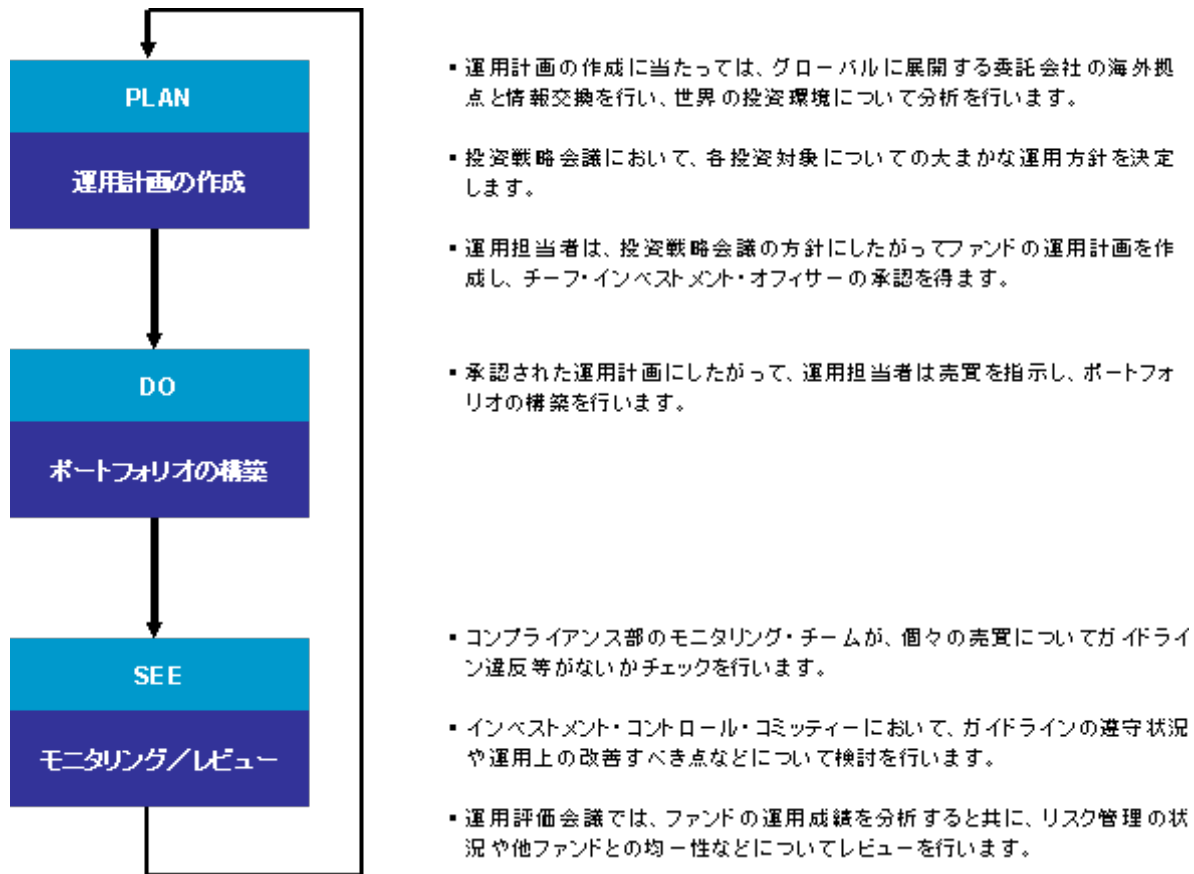
< 運用体制 >



運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理など当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、インベストメント・コントロール・コミッティー、運用評価会議の3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題を把握し、必要な意思決定を行います。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

<運用の流れ>



<内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織>

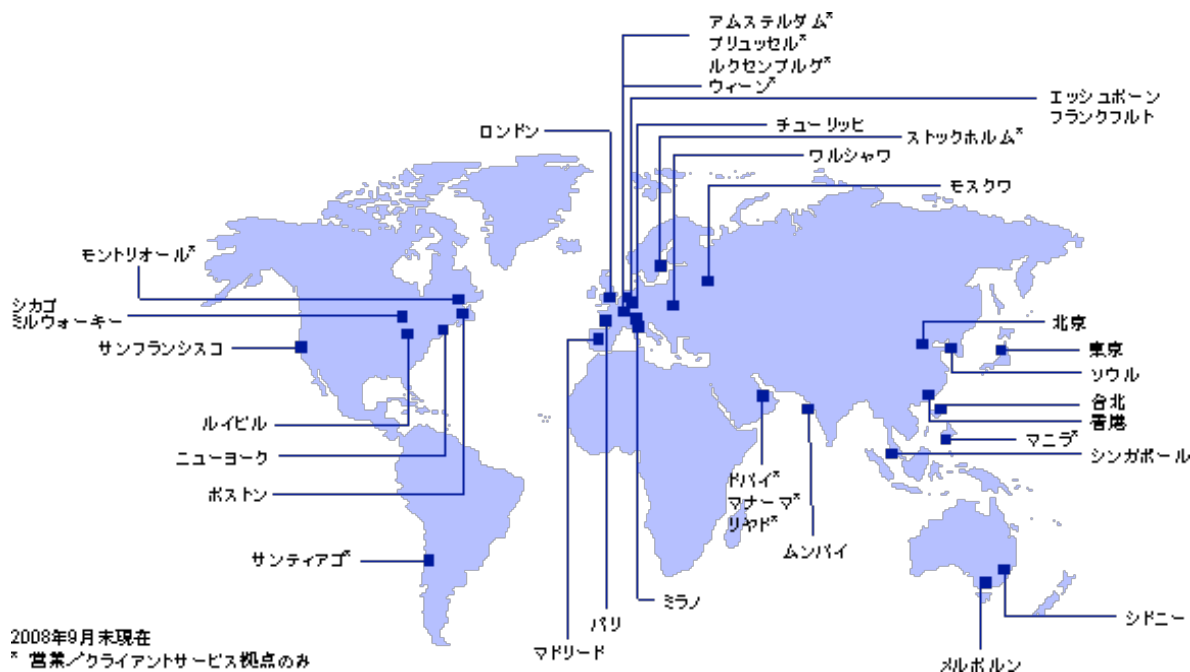
インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した内部監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

<委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制>

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界30都市以上の拠点を総勢960人を超えるファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。



(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として毎月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への実質投資割合 には制限を設けません。

実質投資割合とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- b．上記a．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c．信託財産の一部解約等の事由により、上記b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d．上記a．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

- a．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b．上記a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金等の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< マザーファンドの信託約款で定める投資制限 >

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b . 上記 a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d . 上記 a . の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a . の数が b . の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a . 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b . 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて投資信託証券に投資することにより、公社債などの値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属することとなります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

金利変動リスク

債券の価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドはマザーファンドを通じて、主に外国の債券に投資する外貨建投資信託証券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該投資信託証券及び当該投資信託証券が組入れている外貨建資産の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産の価格は、通常、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

カントリーリスク

発行国の政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、証券価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケット（新興国市場）には、一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、並びに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

公社債及びコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化により、大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、投資対象とする投資信託証券において機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

ファンドの資金流出に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、当ファンドがマザーファンドを通じて投資する投資信託証券においても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付予定銘柄によっては流動性などの観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

その他の留意点

- ・委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為

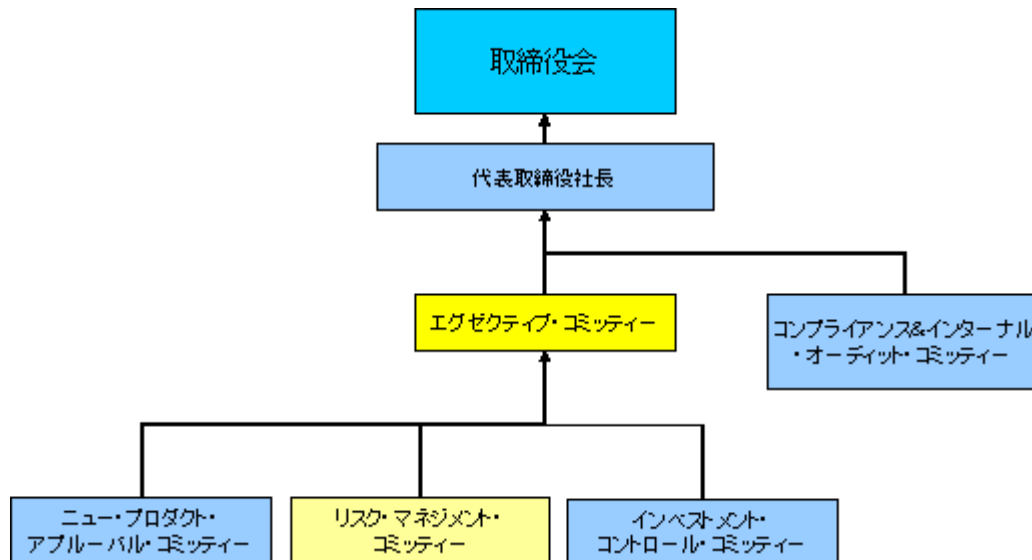
替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込み・換金請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・換金請求の受付を取り消すことができます。

- ・ ファンドの資産規模によっては、運用の基本方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・ 当ファンドは、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・ 資金動向、市況動向その他の要因により、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ・ 当ファンドは、継続申込期間については、以下の日の取得申込み及び換金請求の受付は行いません。
サンパウロ証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日、サンパウロの銀行休業日のいずれかに該当する日
- ・ 法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・ 投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



各コミッティー等の概要

エグゼクティブ・コミッティー

- ・業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については、代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。

- ・毎月開催

リスク・マネジメント・コミッティー

- ・リスク管理（主として自己勘定及び委託会社全体に係るリスク）及び内部統制に係る事項について決議する機関です。

- ・毎月開催

インベストメント・コントロール・コミッティー

- ・顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意思決定を行う決議機関です。

- ・毎月開催

ニュー・プロダクト・アプルーバル・コミッティー

- ・新商品の導入にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討し、導入の承認を決議するとともに、既存商品の変更についても、同様に検討し、当該変更の承認を決議する機関です。

- ・随時開催

コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

- ・法務、コンプライアンス及び監査に係る諸問題等（役職員の表彰・懲戒に係る事項を含む。）を把握し、必要な意思決定を行う決議機関です。

- ・3ヵ月毎に開催

コンプライアンス部

- ・法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部モニタリング・チームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。

- ・運用ガイドラインのモニター
- ・取引の妥当性のチェック
- ・利益相反取引のチェック

監査部

- ・監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の

検証を行います。

(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり１円）に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

収益分配金を再投資する場合は、申込手数料は無手数料とします。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.2495%（税抜1.19%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.420%（税抜0.40%）	0.7875%（税抜0.75%）	0.042%（税抜0.04%）	1.2495%（税抜1.19%）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務の代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

なお、この他に当ファンドがマザーファンドを通じて投資対象とする投資信託証券（以下、「投資対象ファンド」といいます。）に関しても、以下の信託報酬相当額がかかります。また、投資対象ファンドでは、組入有価証券の売買委託手数料、信託財産に係る租税（ブラジル市場における金融取引税^{（注）}）を含みます。）等が別途がかかります。

（注）ブラジル国内の債券投資については、非居住者に対して金融取引税が課されます。マザーファンドの主な投資対象であるDWS ブラジル・ボンド・ファンドでは、発生した金融取引税について所定の期間内で按分して基準価額に反映します。ただし、関係法令等の改正や、資金動向他諸事情によっては前記の取扱いが変更される場合があります。

投資対象ファンドの名称	信託報酬等（年率）
DWS ブラジル・ボンド・ファンド	実質年率0.50%以内（注１）
DWS ユーロ・リザーブ・ファンド	実質年率0.30%以内（注２）

（注１）上記投資対象ファンドの信託報酬（運用報酬及び管理報酬等）の一部（年率0.85%以内のうち、年率0.35%）は、マザーファンドに対して払い戻されるため、実質的な信託報酬は年率0.50%以内となります。

（注２）上記投資対象ファンドの信託報酬（運用報酬及び管理報酬等）の一部（年率0.60%以内のうち、年率0.30%）は、マザーファンドに対して払い戻されるため、実質的な信託報酬は年率0.30%以内となります。

したがって、当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対し、年率1.7495%程度となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、マザーファンドにおける実際の投資対象ファンドの組入状況等によっては変動することがあります。

上記の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎年１月及び７月に到来する計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産から支弁します。

なお、有価証券届出書提出日現在、上記により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額とします。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額及び資産を外国で保管する場合の費用等についても信託財産が負担するものとします。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成21年２月末日現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%（所得税7%及び地方税3%）の税率による源泉徴収となります。

なお、上場株式等の配当等を含めた年間の配当所得の合計額（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除きます。）が100万円を超えると、確定申告が必要となります。その際、申告分離課税を選択した場合には、100万円以下の部分については10%（所得税7%及び地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%及び地方税5%）の税率となります。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、上場株式等を含めた年間の譲渡所得等の合計額が500万円以下の部分については10%（所得税7%及び地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%及び地方税5%）の税率となります。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

- （注1） 上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
- （注2） 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「DWS ブラジル・レアル債券ファンド（毎月分配型）」

(平成21年2月27日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	562,831,527	100.03
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	156,328	0.03
合計(純資産総額)	—	562,675,199	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS ブラジル・レアル債券マザーファンド」

(平成21年2月27日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	493,277,443	86.23
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	78,742,671	13.77
合計(純資産総額)	—	572,020,114	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「DWS ブラジル・レアル債券ファンド（毎月分配型）」

<評価額(全銘柄)>

(平成21年2月27日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	DWS ブラジル・レアル 債券マザーファンド	556,157,636	0.9884 1.0120	549,718,418 562,831,527	100.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成21年2月27日現在)

種 類	国内 / 外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.03
合 計	-	100.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS ブラジル・レアル債券マザーファンド」

<評価額(全銘柄)>

(平成21年2月27日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (額面)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
----------	----	-----	------------	---------------------	---------------------	-----------------

ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	DWS BRAZIL BOND FUND	50,832.6518	9,754.70 9,683.18	495,857,596 492,222,224	86.05
ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	DWS EURO RESERVE FUND	65.6573	16,082.82 16,071.61	1,055,955 1,055,219	0.18

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別投資比率

(平成21年2月27日現在)

種 類	国内 / 外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	外国	86.23
合計	-	86.23

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

特定期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間 (平成21年 1月20日)	265	267	0.9463	0.9548
平成20年10月末日	219	-	0.9999	-
平成20年11月末日	270	-	0.9648	-
平成20年12月末日	259	-	0.9140	-
平成21年 1月末日	288	-	0.9624	-
平成21年 2月末日	562	-	0.9887	-

(注) 純資産総額は、百万円未満切捨て。

【分配の推移】

特定期間	特定期間末	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	平成21年 1月20日	0.0085

(注) 分配金は、各期間中の分配金の合計額を表示しております。

【収益率の推移】

特定期間	収益率 (%)
第1特定期間 (平成20年10月31日～平成21年 1月20日)	4.5

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年10月31日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、継続申込期間については、サンパウロ証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日、サンパウロの銀行休業日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として取得申込受付日から起算して7営業日目までに、申込みを行った販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申

込みの受付を制限または停止することができます。

- b. 委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、サンパウロ証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日、サンパウロの銀行休業日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(注) 上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：レア債毎）

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

マザーファンド	基準価額で評価します。
投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日(平成20年10月31日)から平成30年7月20日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

(イ)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、この信託がマザーファンド受益証券を通じて投資対象とするDWS ブラジル・ボンド・ファンドがその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ハ)委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(二)上記(八)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（二）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ホ)上記(八)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ヘ)上記(八)から(ホ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記（ロ）の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(八)から(ホ)までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

信託約款の変更等

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ロ)委託会社は、上記（イ）の事項（上記（イ）の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ハ)上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（ハ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(二)上記（ロ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ホ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ヘ)上記（ロ）から（ホ）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ト)上記（イ）から（ヘ）までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいま

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記（イ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は上記 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、6ヵ月毎（毎年1月及び7月の決算日を基準とします。）及び信託終了時に期中の

運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

関係法人との契約の概要

< 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約 >

当初の契約の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了」または「信託約款の変更等」のうち重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「1 資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了（ハ）」または「信託約款の変更等（ロ）」に規定する書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第1特定期間（平成20年10月31日（設定日）から平成21年1月20日まで）について、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。なお第1特定期間は、信託約款第31条により平成20年10月31日（設定日）から平成21年1月20日までとなっております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（平成20年10月31日（設定日）から平成21年1月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

DWS ブラジル・リアル債券ファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

第1特定期間 （平成21年1月20日現在）	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	268,580,442
流動資産合計	268,580,442
資産合計	268,580,442
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	2,384,277
未払受託者報酬	23,679
未払委託者報酬	680,709
その他未払費用	56,351
流動負債合計	3,145,016
負債合計	3,145,016
純資産の部	
元本等	
元本	280,503,210
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,067,784
（分配準備積立金）	2,231,719
元本等合計	265,435,426
純資産合計	265,435,426
負債純資産合計	268,580,442

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1特定期間 (自 平成20年10月31日 至 平成21年 1月20日)	
営業収益	
有価証券売買等損益	10,394,152
営業収益合計	10,394,152
営業費用	
受託者報酬	23,679
委託者報酬	680,709
その他費用	56,351
営業費用合計	760,739
営業損失（ ）	11,154,891
経常損失（ ）	11,154,891
当期純損失（ ）	11,154,891
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	179,485
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,376
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,376
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,756,477
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,756,477
分配金	2,384,277
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,067,784

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1特定期間 (自 平成20年10月31日(設定日) 至 平成21年 1月20日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で 評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間 (平成21年1月20日現在)
1. 特定期間末日における受益権の総数	280,503,210口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その 差額は15,067,784円です。
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9463円 (9,463円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1特定期間 (自 平成20年10月31日(設定日) 至 平成21年 1月20日)
分配金の計算方法	第1期(平成20年10月31日から平成21年1月20日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,615,996円)、 収益調整金額(89,970円)より、分配対象収益は、4,705,966円(1 万口当たり167円)であり、うち2,384,277円(1万口当たり85 円)を分配金額としています。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1特定期間(平成21年1月20日現在)

種類	貸借対照表 計上額 (円)	最 終 の 計 算 期 間 の 損 益 に 含 ま れ た 評 価 差 額 (円)
親 投 資 信 託 受 益 証 券	268,580,442	9,944,312
合 計	268,580,442	9,944,312

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第1特定期間 (平成21年1月20日現在)
元本の推移	
期首元本額	219,420,000円
期中追加設定元本額	69,593,210円
期中一部解約元本額	8,510,000円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	DWS ブラジル・リアル債券マ ザーファンド	280,121,446	268,580,442	-
合計	-	280,121,446	268,580,442	-

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンド「DWS ブラジル・リアル債券ファンド（毎月分配型）」は「DWS ブラジル・リアル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの特定期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS ブラジル・リアル債券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成21年1月20日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	2,712,900
コール・ローン	2,786,443
投資信託受益証券	268,750,429
派生商品評価勘定	17,100
未収入金	124,910
未収利息	4
流動資産合計	274,391,786
資産合計	274,391,786
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	286,192,784
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	11,800,998
元本等合計	274,391,786
純資産合計	274,391,786
負債純資産合計	274,391,786

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年10月31日 至 平成21年 1月20日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年1月20日現在)
1. 受益権の総数	286,192,784口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,800,998円です。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9588円 (9,588円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成21年1月20日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	268,750,429	6,627,557
合計	268,750,429	6,627,557

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成20年10月31日から平成21年1月20日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	(自 平成20年10月31日 至 平成21年 1月20日)
1. 取引の内容	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。
6. 取引の時価等に関する事項 についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成21年1月20日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	2,729,700	-	2,712,600	17,100
	合計	2,729,700	-	2,712,600	17,100

(注) 時価の算定方法

1. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

同特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場
合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該
日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている
対顧客相場の仲値を用いております。

2. 同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客相場の仲値で評
価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成21年1月20日現在)
1. 元本の推移	
期首元本額	223,980,000円
期中追加設定元本額	69,811,169円
期中一部解約元本額	7,598,385円
期末元本額	286,192,784円
2. 元本の内訳	
DWS ブラジル・リアル債券ファンド(毎月分配型)	280,121,446円
DWS ブラジル・リアル債券ファンド(年1回決算型)	6,071,338円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証 券	アメリカドル 小計	DWS ブラジル・ボンド・ファ ンド	29,093.9303	2,960,889.28 2,960,889.28 (267,753,217)	
	ユーロ	DWS ユーロ・リザーブ・ファ ンド	65.6573	8,478.98	

	小計			8,478.98 (997,212)	
	合計			268,750,429 (268,750,429)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	97.6%	99.6%
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄	0.4%	0.4%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2) 注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しております。

当親投資信託は「DWS ブラジル・ボンド・ファンド」投資信託受益証券及び「DWS ユーロ・リザーブ・ファンド」投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべてこれら投資信託の受益証券です。

1. 「DWS ブラジル・ボンド・ファンド」の組入有価証券の明細

以下に記載した情報は、同投資信託の委託会社であるDWS・インベストからの情報に基づき、2009年1月19日現在の組入有価証券の明細であります。当該情報は独立の監査人による監査を受けておりません。

以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

(2009年1月19日現在)

銘柄名	券面総額	評価額(ブラジルレアル)
European Investment Bank 06/05.05.09 MTN	500,000	499,500
European Investment Bank 08/19.10.10 MTN	500,000	490,850
Inter American Development Bank 07/23.04.09 MTN	400,000	397,000
Brazil 07/01.01.17	1,700	1,486,206
Brazil 05/01.01.10	800	794,095
Brazil 05/01.01.12	900	864,047
Brazil 06/01.01.14	500	456,348
Brazil 07/01.07.10	1,000	988,503
Letra Tesouro Nacional 07/01.01.10	900	812,169
合計		6,788,719

2. 「DWS ユーロ・リザーブ・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、同投資信託の委託会社であるDWS・インベストからの情報に基づき、2007年12月31日現在の財務の状況を記載したものであります。同投資信託受益証券の2007年12月31日現在の財務の状況は、ルクセンブルクの法律に基づき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。

同投資信託受益証券の「資産、負債の状況」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「組入資産の明細」は、2007年12月31日現在の財務書類の一部を翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。独立の監査人による監査を受けた同投資信託受益証券の財務書類を抜粋したものであります。

(1) 資産、負債の状況

2007年12月31日現在
金額（ユーロ）

資産の部

利付債券	283,075,838.73
証券投資信託	4,993,814.56
通貨先物	85,512.56
クレジット・デフォルト・スワップ	27,684.99
現金	80,262,742.05
未収利息	2,994,533.76
資産合計	371,440,126.65

負債の部

ユーロローン	25,333,645.98
その他負債	203,395.61
負債合計	25,537,041.59

(2) 損益計算書

2007年12月31日に終了した事業年度

金額（ユーロ）

収益

受取利金	16,169,020.05
受取利息	722,424.14
受取配当金	182,614.87
調整収益	2,196,412.93
収益合計	14,877,646.13

費用

支払利息	9,382.74
手数料	2,350,947.20
申込税	37,420.54
払戻費用	312,645.21
費用合計	2,085,105.27

純投資収益	12,792,540.86
--------------	----------------------

(3)純資産変動計算書

期首純資産金額	408,301,290.42
設定による資金流入	214,723,410.76
解約による資金流出	288,658,902.28
収益の調整	1,961,803.16
純投資収益	12,792,540.86
有価証券売買益	1,256,428.06
有価証券売買損	639,249.16
評価損益	3,834,236.76
期末純資産金額	345,903,085.06

(4)組入資産の明細

(2007年12月31日現在)

銘柄名	券面総額	評価額（ユーロ）
Eurohypo 98/04.01.08 E.146 IHS	3,464,000	1,771,115.08
Regal 99/04.07.08 MTN	1,000,000	410,657.00
Regal Ltd./Greece(MTN)1998/2008	8,000,000	4,084,665.89
ABN AMRO Bank 06/14.09.16 MTN	2,000,000	1,955,000.00
AIG-FP Matched Funding Corp. 07/20.02.09 MTN	5,000,000	4,990,803.90
ARLO II/M ünchener Rück 05/04.02.11 MTN	5,000,000	5,001,902.90
Bank Austria Creditanstalt 00/27.10.10	5,000,000	5,087,500.00
Barclays Bank 06/20.04.16 MTN	5,000,000	4,912,500.00
Bayerische Landesbank 06/16.02.09 ÖPF	50,000	49,095.00
Bayerische Landesbank 07/04.01.10 MTN	5,000,000	4,976,125.00
BW Bank Capital Funding Tr I 99/und. S.1	2,000,000	1,984,214.05
Celtic Resident. I.M.S. No.8 03/13.06.35 Cl.A	10,000,000	4,641,912.81
Citigroup 04/30.07.09 MTN	6,000,000	5,970,840.00
Citigroup Funding 06/15.09.08	10,000,000	9,929,000.00
Copernicus Euro CD0-I 01/11.08.13 Cl.A Reg S	5,000,000	943,461.38
Coriolanus/Deutsche Bank 05/23.05.08 S.31 MTN	5,000,000	858,877.71
Coronets 00/30.06.10 MTN	2,000,000	2,003,771.80
Corsair (Netherlands)/EIB,IBRD 03/20.08.08 MTN	7,000,000	1,600,189.70
Corsair Finance (Ireland) 02/31.05.09 MTN	1,000,000	997,377.30
CREST/Deutsche Bank 02/30.06.09 S.13 MTN	5,000,000	4,985,235.15
DaimlerChrysler/UK Hldg.05/01.04.08 MTN	5,000,000	4,999,175.00
Deutsche Hypothekenbank 99/28.05.40 Cl.A CLN	406,000	405,378.66
DG Hypothekenbank 07/12.10.08 A.844 HIS	8,000,000	7,956,000.00
DnB NOR Bank 04/03.06.09 MTN	3,000,000	2,994,750.00
Dt.Apoth.-und Ärztebank 07/02.04.09 MTN	5,000,000	4,976,546.20
Dutch MBS 01/01.04.73 S.1 Cl.A	2,000,000	677,232.26

E.L.A.N./France Telecom 06/06.01.09 MTN	4,000,000	3,973,490.52
EARLS Eight/BVV 05/08.06.17 S.190 MTN	5,000,000	4,984,672.85
Eirles One 02/02.07.13 MTN S.20	7,000,000	6,661,262.93
Eirles Three/Halifax PLN 03/20.12.09 MTN	10,000,000	1,993,474.00
Emerald Mortgages No.3 03/15.01.35 Cl.A	6,000,000	2,588,298.36
Eurohypo 02/14.06.12 MTN	5,000,000	5,008,671.55
GE Capital European Funding 04/28.07.14 MTN	2,000,000	1,956,900.00
GRAND 06/20.07.16 Cl.A	3,000,000	2,676,261.12
HBOS Treasury Services 07/29.03.10 MTN	5,000,000	4,974,800.00
HSBC Bank 06/29.03.16 MTN	5,000,000	4,879,450.00
HSBC Holdings 04/22.09.14 MTN	7,000,000	6,913,830.00
IKB Deutsche Industriebank 06/29.08.16 MTN	4,000,000	3,829,822.40
ING Groep 06/28.06.11 MTN	5,000,000	4,962,500.00
ING Verzekeringen 05/13.10.09 MTN	5,000,000	4,994,500.75
iStructure/Muechner Hypothekenbk. 05/20.10.10 MTN	5,000,000	4,701,000.00
Juno (ECLIPSE) 07/20.11.22 S.2 Cl.A Reg S	3,250,000	3,139,936.66
Kings 99/30.03.09 S.6	8,400,000	8,405,411.11
La Banque Postale 06/12.12.16 MTN	10,000,000	9,772,200.00
Lambda Finance 07/20.09.31 Cl.A2	2,500,000	2,439,925.00
Mediobanca 06/11.10.16 MTN	5,000,000	4,893,050.00
Merrill Lynch & Co.07/31.01.14 MTN	5,000,000	4,617,500.00
Natixis 06/26.01.17 MTN	2,600,000	2,535,000.00
Nordea Bank 05/20.05.15 MTN	6,500,000	6,412,250.00
OKO Bank 04/18.03.09 MTN	800,000	800,864.00
Pelican Mortgage No.1 02/15.09.37 Cl.A	12,000,000	3,041,047.65
Permanent Financing No.4 04/10.03.34 S.4 Cl.A	5,270,000	5,239,960.79
Permanent Master Issuer 06/17.10.15 Cl.4A1	2,500,000	2,489,172.38
Perpetual Trustee 03/12.09.34 S.Progress-E1 Cl.2A	5,000,000	1,134,792.74
Pisces Finance/Italy 04/24.09.12	3,000,000	3,019,183.98
Rabobank Netherlands 04/01.11.10 MTN	5,000,000	4,968,750.00
Raiffeisen Zentralbank Österreich 05/04.02.10 MTN	4,400,000	4,393,510.00
Raiffeisen Zentralbank Österreich 06/22.06.16 MTN	5,000,000	4,911,750.00
Raiffeisen Zentralbank Österreich 06/28.04.08 MTN	8,000,000	8,000,912.00
Regal Ser.21/DB Capital Trust 99/30.06.11 MTN	11,200,000	11,062,183.55
Saecure 3 03/25.11.51 Cl.A	10,000,000	5,054,638.49
Smile Securitisation 01/22.11.27 Cl.A1A	10,000,000	486,108.77
Societe Generale Acc./L'Oreal 06/20.06.11 CLN	10,000,000	10,057,000.00
Solar Fdg. I/SPI PowerNet 04/07.09.10 CLN MTN	7,000,000	3,479,888.48
Vodafone Group 07/30.01.09 MTN	5,000,000	4,957,900.00
Wachovia Corp. 06/01.08.11 MTN	2,000,000	1,960,000.00
Windermere X CMBS 07/15.10.19 Cl.A Reg S	5,000,000	4,749,203.85
Royal Bank of Scotland 04/24.07.14 MTN	10,000,000	6,791,438.01
合計		283,075,838.73
DWS Global Reserve plus(0.300%+)	35,000,000	3,598,000.00
DWS Alpha Fund USD(0.250%+)	200,000	1,395,814.56
合計		4,993,814.56
Currency futures(short)		85,512.56
合計		85,512.56
Credit default swaps		27,684.99
合計		27,684.99

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「DWS ブラジル・レアル債券ファンド（毎月分配型）」

（平成21年 2月27日現在）

資産総額	562,831,527円
負債総額	156,328円
純資産総額(-)	562,675,199円
発行済数量	569,109,046口
1単位当たり純資産額(/)	0.9887円

(参考情報)

「DWS ブラジル・レアル債券マザーファンド」

（平成21年 2月27日現在）

資産総額	611,144,114円
負債総額	39,124,000円
純資産総額(-)	572,020,114円
発行済数量	565,231,906口
1単位当たり純資産額(/)	1.0120円

第5【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

特定期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間 (平成20年10月31日～平成21年 1月20日)	289,013,210	8,510,000

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

2,328百万円(平成21年2月末日現在)

発行する株式の総数

200,000株(平成21年2月末日現在)

発行済株式総数

46,560株(平成21年2月末日現在)

最近5年間における資本金の額の増減

平成17年10月31日 資本金を金1,248百万円から金1,998百万円へ増額

平成18年12月20日 資本金を金1,998百万円から金2,328百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、委託会社の海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

売買の執行は、運用指図権を持つ運用担当者から独立したトレーダーが行います。その際、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのアジア地域の運用拠点であるシンガポールへ当該業務の委託を行うことがあります。

コンプライアンス部モニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析すると共に、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

コンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成21年2月末日現在、委託会社の運用するファンドは64本、純資産総額は384,757百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	38,818百万円
	追加型	株式投資信託	38本	232,697百万円
私募	追加型	株式投資信託	25本	113,242百万円
合計			64本	384,757百万円

3 【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号)により作成しており、当事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号))により作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2．監査証明について

当社は、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	第23期 (平成19年 3月31日現在)			第24期 (平成20年 3月31日現在)		
	金額		構成比	金額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)						
流動資産						
1 預金	2	1,802,598		2,154,472		
2 前払費用		40,043		42,854		
3 未収入金		15,298		—		
4 未収委託者報酬		2,303,871		3,406,055		
5 未収投資顧問料		593,412		—		
6 未収運用受託報酬		—		201,729		
7 未収投資助言報酬		—		197,166		
8 未収収益		116,245		178,631		
9 繰延税金資産		—		224,664		
10 立替金	2	55,845		148,320		
11 その他流動資産		—		2,624		
流動資産合計		4,927,316	99.0	6,556,518		99.2
固定資産						
1 無形固定資産	1					
(1) ソフトウェア		6,275		1,795		
無形固定資産合計		6,275	0.1	1,795		0.0
2 投資その他の資産						
(1) 長期差入保証金		25,000		25,000		
(2) 敷金		15,409		24,696		
(3) その他		1,000		—		
投資その他の資産合計		41,409	0.9	49,696		0.8
固定資産合計		47,685	1.0	51,492		0.8
資産合計		4,975,001	100.0	6,608,010		100.0

	第23期 (平成19年 3月31日現在)			第24期 (平成20年 3月31日現在)		
	金額		構成比	金額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)						
流動負債						
1 預り金		66,735			85,020	
2 未払金						
(1) 未払収益分配金	3			2,503		
(2) 未払償還金	1,508			1,508		
(3) 未払手数料	1,155,920			1,739,478		
(4) その他未払金	2,547	1,159,979		5,146	1,748,637	
3 未払費用	2	1,841,240			1,585,202	
4 未払法人税等		18,948			17,782	
5 賞与引当金		176,561			69,967	
6 未払消費税等		93,026			132,481	
7 その他流動負債		—			3,956	
流動負債合計		3,356,492	67.4		3,643,048	55.1
固定負債						
1 退職給付引当金		488,859			792,135	
2 長期未払費用		290,768			310,355	
固定負債合計		779,628	15.7		1,102,491	16.7
負債合計		4,136,120	83.1		4,745,539	71.8
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金		2,328,000	46.8		2,328,000	35.2
2 資本剰余金						
資本準備金		1,080,000			1,080,000	
資本剰余金合計		1,080,000	21.7		1,080,000	16.3
3 利益剰余金						
その他利益剰余金		2,569,118			1,545,529	
繰越利益剰余金		2,569,118			1,545,529	
利益剰余金合計		2,569,118	51.6		1,545,529	23.3
株主資本合計		838,881	16.9		1,862,470	28.2
純資産合計		838,881	16.9		1,862,470	28.2
負債・純資産合計		4,975,001	100.0		6,608,010	100.0

(2) 【損益計算書】

	第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		
	金額		百分比	金額		百分比
営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
1 委託者報酬		6,761,259			13,122,698	
2 投資顧問料		1,152,248			—	
3 運用受託報酬		—			882,950	
4 投資助言報酬		—			240,231	
5 その他営業収益		384,188			515,253	
営業収益計		8,297,695	100.0		14,761,134	100.0
営業費用						
1 支払手数料		3,006,056			6,260,708	
2 広告宣伝費		319,696			719,517	
3 公告費		245			245	
4 受益証券発行費		4,253			—	
5 調査費		1,401,271			1,587,963	
(1) 調査費	75,244			145,596		
(2) 委託調査費	1,088,359			1,164,143		
(3) 情報機器関連費	237,667			278,223		
6 委託計算費		37,325			47,466	
7 営業雑経費		72,163			261,134	
(1) 通信費	10,699			9,025		
(2) 印刷費	42,995			235,927		
(3) 協会費	6,023			5,974		
(4) 諸会費	1,142			1,085		
(5) 諸経費	11,303			9,121		
営業費用計		4,841,010	58.3		8,877,035	60.1

	第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		
	金額		百分比	金額		百分比
一般管理費	千円	千円	%	千円	千円	%
1 給料		1,751,281			2,048,365	
(1) 役員報酬 1	51,349			55,289		
(2) 給料・手当	1,142,878			1,131,861		
(3) 賞与	557,053			861,214		
2 交際費		62,060			167,754	
3 寄附金		—			10,261	
4 旅費交通費		77,385			101,673	
5 租税公課		22,150			22,206	
6 不動産賃借料		277,024			321,205	
7 退職給付費用		267,662			370,773	
8 固定資産減価償却費		8,928			4,876	
9 福利厚生費 2		225,769			300,086	
10 業務委託費 2		1,743,214			1,501,143	
11 退職金		—			7,703	
12 諸経費 2		144,934			155,010	
一般管理費計		4,580,411	55.2		5,011,062	33.9
営業利益又は 営業損失()		1,123,726	13.5		873,035	5.9
営業外収益						
1 その他 2	5,830			1,201		
営業外収益計		5,830	0.0		1,201	0.0
営業外費用						
1 為替差損	60,109			61,837		
2 その他	3,203			9,340		
営業外費用計		63,313	0.7		71,177	0.5
経常利益又は 経常損失()		1,181,209	14.2		803,060	5.4
特別利益						
1 グループ再編受入金	180,268			—		
特別利益計		180,268	2.1		—	—
特別損失						
1 リストラ関連費用 3	50,928			—		
特別損失計		50,928	0.6		—	—
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()		1,051,869	12.7		803,060	5.4
法人税、住民税及び 事業税		5,310	0.0		4,135	0.0
法人税等調整額		—	—		224,664	1.5
当期純利益又は 当期純損失()		1,057,179	12.7		1,023,589	6.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

第23期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：千円)

(単位：円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年 3月31日残高	1,998,000	750,000	1,511,939	1,236,060	1,236,060
事業年度中の変動額					
新株の発行	330,000	330,000		660,000	660,000
当期純損失			1,057,179	1,057,179	1,057,179
事業年度中の変動額合計	330,000	330,000	1,057,179	397,179	397,179
平成19年 3月31日残高	2,328,000	1,080,000	2,569,118	838,881	838,881

第24期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他 利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成19年 3月31日残高	2,328,000	1,080,000	2,569,118	838,881	838,881
事業年度中の変動額					
当期純利益			1,023,589	1,023,589	1,023,589
事業年度中の変動額合計	—	—	1,023,589	1,023,589	1,023,589
平成20年 3月31日残高	2,328,000	1,080,000	1,545,529	1,862,470	1,862,470

重要な会計方針

	第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、 自社利用のソフトウェアについて は、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用して おります。	(1) 無形固定資産 同左
2 デリバティブ取引の評価 基準および評価方法	—————	時価法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権については個別 に回収可能性を勘案し、回収不能見 込額を計上しております。 但し、当事業年度の計上額はあり ません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当期負担額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、 当事業年度末における退職給付債務 および年金資産の見込額に基づき、 当事業年度において発生していると 認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(283,741 千円)については15年による均等額 を費用処理しておりましたが、平成 18年3月期のリストラの実施による 従業員の大量退職に伴い、終了部分 に対応する金額(83,930千円)を一時 償却したため、未処理額を残存年数 により均等に費用処理してありま す。数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(5年)による定額 法により按分した額をそれぞれ発生 の翌事業年度から費用処理すること としております。 また、役員の退職時に支出が予測 される役員退職慰労金支払に備える ため、内規に基づく期末要支給額を 退職給付引当金に含めて計上して おります。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左
4 外貨建資産及び負債の本 邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、期末決算 日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理して おります。	同左

	第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
5 リース取引の処理方法		リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6 その他財務諸表のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同左

会計処理の変更

第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、838,881千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の「純資産の部」については改正後の財務諸表等規則により作成しております。	

表示方法の変更

第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
	金融商品取引法の施行及び投資運用業等統一経理基準(旧 投資顧問業統一経理基準の制定について)の改正に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問(助言)契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ478,694千円、114,718千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託契約および投資顧問(助言)契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」および「投資助言報酬」はそれぞれ、929,495千円、222,752千円であります。 なお、上記変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成19年3月31日現在)	第24期 (平成20年3月31日現在)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 43,743千円	1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 48,620千円
2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 321,375千円 未払費用 243,492千円	2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 732,977千円 立替金 1,480千円 未払費用 241,209千円

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 取締役 年額 600,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内	1 _____
2 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 3,193千円 業務委託費 215,133千円 諸経費 551千円 その他営業収益 484千円	2 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 5,480千円 福利厚生費 4,211千円 業務委託費 568,591千円
3 前期の大量退職等に伴う割増退職金等の費用であります。	

(リース取引関係)

第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)																
	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>建物附属 設備</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額 相当額</td><td>466,660</td><td>626,567</td><td>1,093,228千円</td></tr><tr><td>減価償却 累計額相当額</td><td>295,793</td><td>239,674</td><td>535,467千円</td></tr><tr><td>期末残高 相当額</td><td>170,867</td><td>386,892</td><td>557,760千円</td></tr></table> 未経過リース料期末残高相当額 未経過リース料期末残高相当額 1 年以内 110,667千円 1 年超 565,821千円 合計 676,488千円 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額 支払リース料 81,324千円 減価償却費相当額 63,511千円 支払利息相当額 7,219千円 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。 利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。		器具備品	建物附属 設備	合計	取得価額 相当額	466,660	626,567	1,093,228千円	減価償却 累計額相当額	295,793	239,674	535,467千円	期末残高 相当額	170,867	386,892	557,760千円
	器具備品	建物附属 設備	合計														
取得価額 相当額	466,660	626,567	1,093,228千円														
減価償却 累計額相当額	295,793	239,674	535,467千円														
期末残高 相当額	170,867	386,892	557,760千円														

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
	(1) 取引の内容及び利用目的等 当社は通常の取引範囲内における外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っております。 (2) 取引に対する取組方針 当社は外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、為替予約取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の不履行によるいわゆる信用リスクは限定的と判断しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 為替予約取引の実行及び管理は、経理部が行っており、取引結果については経理部が定期的に取締役及び各部長に報告することにより取引状況の管理が行われております。

2 取引の時価等に関する事項

第23期(平成19年 3 月31日現在)

該当なし

第24期(平成20年 3 月31日現在)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(1) 通貨関連

種類	契約額等(千円)	契約額等のうち 一年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
為替予約取引				
売建	—	—	—	—
買建	485,662	—	481,705	3,956
合計	485,662	—	481,705	3,956

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引...先物為替相場によっております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2 退職給付債務及びその内訳

	(単位：千円)	
	第23期 (平成19年3月31日現在)	第24期 (平成20年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	297,223	280,690
(2) 年金資産	22,744	104,118
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	274,479	176,571
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	76,723	67,133
(5) 未認識数理計算上の差異	89,328	5,852
(6) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	108,426	115,291
(7) 特別退職慰労引当金	380,432	676,844
(8) 退職給付引当金(6)+(7)	488,859	792,135

3 退職給付費用の内訳

	(単位：千円)	
	第23期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
退職給付費用		
(1) 勤務費用	73,581	108,222
(2) 利息費用	5,980	8,723
(3) 期待運用収益(減算)	485	1,117
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	9,590	9,590
(5) その他(退職給付債務の対象外の退職費用)	199,393	235,633
(6) 数理計算上の差異の費用処理額	20,398	9,721

4 退職給付債務の計算基礎

	第23期 (平成19年 3 月31日現在)	第24期 (平成20年 3 月31日現在)
(1) 割引率	2.20%	2.10%
(2) 期待運用収益率	1.70%	1.50%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 会計基準変更時差異の処理年数	15年	15年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5 年	5 年

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第23期 (平成19年 3 月31日現在)	第24期 (平成20年 3 月31日現在)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入否認額	71,860千円	41,381千円
未払費用否認額	869,152千円	767,641千円
未払事業税	5,476千円	7,122千円
退職給付引当金損金算入否認額	198,965千円	306,701千円
繰越欠損金	1,030,922千円	533,102千円
その他	13,277千円	17,202千円
繰延税金資産小計	2,189,652千円	1,673,149千円
評価性引当金	2,189,652千円	1,448,485千円
繰延税金資産合計	—千円	224,664千円
繰延税金資産の純額	—千円	224,664千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第23期 (平成19年3月31日現在)	第24期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費否認額	2.4%	13.7%
役員賞与否認額	10.4%	8.4%
評価性引当金	27.9%	92.3%
住民税均等割	0.5%	0.5%
その他	—	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.5%	27.5%

(関連当事者との取引)

第23期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職 業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,317,210 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 100%	なし	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメント サービスの提供 *3 IT、管理部門サービス	— 167,387 47,745	預金 未払費用	321,375 243,492
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*6 委託調査	630,461	未払費用	265,051
親会社の子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc. *7	米国 ニューヨーク	10 ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入 *5 その他営業収益 *3 IT、管理部門サービス *6 委託調査	42,867 80,658 56,516 108,260	未収投資顧問料 未収収益 未払費用	26,062 36,242 84,281
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	109,165	未収投資顧問料	80,710
親会社の子会社	DB Investment Managers, Inc.	米国 ウィルミントン	650 ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	44,212	未収投資顧問料	20,346
親会社の子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*5 その他営業収益	184,537	未収収益	9,681
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Australia) Limited	オーストラリア シドニー	5 豪ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*5 その他営業収益	65,758	未収収益	28,304
親会社の子会社	Deutsche Asset Management, Inc *7	米国 ウィルミントン	40 千ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	72,604	—	—
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	中国香港特別行政区	238,600 千香港ドル	投資顧問業	なし	1名	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	158,855	未収投資顧問料	159,772
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール	65,650 千SGドル	投資顧問業	なし	1名	投資顧問契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	450,231	未払費用	262,392
親会社の子会社	Deutsche Group Services Pty Limited	オーストラリア シドニー	110 豪ドル	サービス業	なし	なし	サービスの提供	*2 マネージメントサービス	174,430	未払費用	17,385
親会社の子会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ	30,667 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*4 投資顧問収入	82,798	未収投資顧問料	21,287
親会社の子会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	72,039	未払費用	87,757

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	投資顧問 契約 サービスの 提供	*6 委託調査	71,443	未払費用	47,595
親会社 の子会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	サービス業	なし	なし	サービスの 提供	*3 IT、管理部門サービス *6 不動産賃借料	39,097 276,028	—	—
親会社 の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	55,603 百万円	証券業	なし	1名	サービスの 提供	*3 IT、管理部門サービス *2 マネージメントサービス	623,195 15,949	未払費用	322,424
親会社 の子会社	DTB有限会社	東京都 千代田区	10 百万円	投資業	なし	なし	事業縮小に伴う一部従業員の受入	グループ再編受入金	180,268	—	—
親会社 の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited *8	英国 ロンドン	6,000 千ポンド	投資 顧問業	なし	なし	投資顧問 契約 サービスの 提供	*4 投資顧問収入	178,472	未収投資顧問料	153,373

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 1 当座預金口座を開設しております。
- * 2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- * 3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- * 4 当該会社との投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された投資顧問料を受取っております。
- * 5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- * 6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- * 7 Deutsche Asset Management, Inc は、2007年1月1日をもってDeutsche Investment Management Americas Inc.に吸収合併されております。
- * 8 Deutsche Asset Management(UK)Limitedは、2006年12月17日よりDB Absolute Returns Strategies Limitedより社名を変更しております。

第24期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,357,824 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 100%	なし	資金預入、サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT、管理部門サービス	— 484,665 89,406	預金 未払費用	732,977 241,209
親会社の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	63,728 百万円	証券業	なし	1名	サービスの提供	*3 IT、管理部門サービス	601,601	未払費用	468,476
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資運用業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	549,527	未払費用	145,615
親会社の子会社	RREEF Limited	英国 ロンドン	1,822 千ポンド	投資運用業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*5 その他営業収益	133,146	未収収益	84,329
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業収益	31,891 94,020 59,798	未収収益	138,601
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資運用業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 投資助言報酬 *4 運用受託報酬	81,784 26,495	未収収益	111,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 1 当座預金口座を開設しております。
- * 2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- * 3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- * 4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- * 5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- * 6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

(1 株当たり情報)

項目	第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	18,017円20銭	40,001円51銭
1 株当たり当期純利益又は 当期純損失()	25,288円95銭	21,984円30銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。

2 1 株当たり当期純利益又は当期純損失()の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第23期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第24期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
当期純利益又は当期純損失()(千円)	1,057,179	1,023,589
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株主に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	1,057,179	1,023,589
期中平均株式数	41,804	46,560

[次へ](#)

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日 内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		2,309,203
前払費用		51,034
未収委託者報酬		3,040,186
未収運用受託報酬		219,659
未収投資助言報酬		313,576
未収収益		129,049
繰延税金資産		224,664
立替金		73,911
流動資産計		6,361,284
固定資産		
無形固定資産	1	11,212
投資その他の資産		297,869
固定資産計		309,082
資産合計		6,670,367
負債の部		
流動負債		
預り金	2	107,309
未払金		
未払収益分配金		3
未払償還金		1,508
未払手数料		1,557,386
その他未払金		42
未払費用		1,590,973
未払法人税等		18,992
賞与引当金		250,914
その他流動負債		35,851
流動負債計		3,562,982
固定負債		
退職給付引当金		870,670
長期未払費用		177,592
固定負債計		1,048,263
負債合計		4,611,245
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,328,000
資本剰余金		
資本準備金		1,080,000
資本剰余金計		1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,348,878
利益剰余金計		1,348,878
株主資本計		2,059,121
純資産合計		2,059,121
負債・純資産合計		6,670,367

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成20年4月1日	
至 平成20年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	6,285,041
運用受託報酬	258,647
投資助言報酬	207,576
その他営業収益	193,788
営業収益計	6,945,053
営業費用	
支払手数料	3,015,794
その他営業費用	1,201,135
営業費用計	4,216,929
一般管理費	1 2,217,037
営業利益	511,086
営業外収益	2 1,231
営業外費用	3 1,198
経常利益	511,119
特別損失	4 311,726
税引前中間純利益	199,393
法人税、住民税及び事業税	2,742
法人税等合計	2,742
中間純利益	196,651

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		2,328,000
当中間期末残高		2,328,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		1,080,000
当中間期末残高		1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		1,545,529
当中間期変動額		
中間純利益		196,651
当中間期変動額合計		196,651
当中間期末残高		1,348,878
株主資本合計		
前期末残高		1,862,470
当中間期変動額		
中間純利益		196,651
当中間期変動額合計		196,651
当中間期末残高		2,059,121
純資産合計		
前期末残高		1,862,470
当中間期変動額		
中間純利益		196,651
当中間期変動額合計		196,651
当中間期末残高		2,059,121

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異(283,741千円)については15年による均等額を費用処理しておりますが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額(83,930千円)を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
(リース取引に関する会計基準等) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。 なお、これに伴う当中間会計期間の損益への影響はありません。 また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア	36,478千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「預り金」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1 減価償却実施額	
無形固定資産	582千円
2 営業外収益の主要項目	
為替差益	1,231千円
3 営業外費用の主要項目	
雑損失	1,198千円
4 特別損失の主要項目	
投資有価証券減損処理額	252,150千円
過年度損益修正損	59,576千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	46,560	-	-	46,560

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)			
ファイナンス・リース取引			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	465,409 千円	626,567 千円	1,091,977 千円
減価償却累計額相当額	313,601 千円	256,990 千円	570,591 千円
中間期末残高相当額	151,808 千円	369,577 千円	521,385 千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額			
1 年以内	104,045 千円		
1 年超	513,812 千円		
合計	617,857 千円		
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料	46,521 千円		
減価償却費相当額	36,085 千円		
支払利息相当額	3,353 千円		
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(有価証券取引関係)

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
その他有価証券			
その他	247,850	247,850	-
計	247,850	247,850	-

- (注) 1. 「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。
2. 当中間会計期間において減損処理を行い、252,150千円の減損処理額を計上しております。
- なお、減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ、50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち 一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	731,441	-	696,210	35,230
合計	731,441	-	696,210	35,230

(注) 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1株当たり純資産額	44,225 円12銭
1株当たり中間純利益	4,223 円61銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記述しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間純利益(千円)	196,651
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	196,651
期中平均株式数	46,560

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1. 投資有価証券の売却	当社は、平成20年9月29日、平成20年10月29日及び平成20年11月27日開催の取締役会の決議を経て、保有する投資有価証券を平成20年10月9日から平成20年12月11日にかけて全て売却いたしました。 (1) 売却の理由 シードマネーとしての目的を達成したことに伴う売却 (2) 売却の内容 銘柄：DWS ロシア株式ファンド 売却金額：128,435千円 売却損：119,414千円 (3) 売却の方法 通常の解約手続きによる
2. 従業員の削減について	当社は、事業を効率化し、市場環境の変化に適応するために、平成20年12月までに約15%の従業員の削減を進めてまいりました。従業員の自主退職に伴う特別退職金支給額は約130百万円を見込んでおり、平成21年3月期に特別損失として計上する予定です。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。) または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称 株式会社りそな銀行
 資本金の額 279,928百万円（平成21年4月1日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成20年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
東洋証券株式会社	13,494百万円 (平成20年3月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成20年12月末日現在)	
ニュース証券株式会社	877百万円 (平成20年12月末日現在)	
成瀬証券株式会社	720百万円 (平成21年2月末日現在)	

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月4日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS ブラジル・レアル債券ファンド（毎月分配型）の平成20年10月31日から平成21年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS ブラジル・レアル債券ファンド（毎月分配型）の平成21年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 林 秀 行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 林 秀 行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 1 . 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月9日から平成20年12月11日にかけて全ての投資有価証券を売却し、119,414千円の売却損が発生している。
- 2 . 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年12月までに従業員の削減を進めており、平成21年3月期に特別退職支給金として約130百万円を特別損失として計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 林 秀 行
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。